平成２９年（フ）第１２６号
愛知県蒲郡市形原町大坪２番地１　サニーハウス形原Ｂ－202
債務者　三谷みどり
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１４０号
愛知県豊橋市西小鷹野２丁目２番地10（105）
債務者　山田　久晴
1　決定年月日時　平成29年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５７９号
大阪府泉大津市池浦町１丁目６番21－201号
破産者　八木　道明
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
福岡県久留米市山本町耳納1101番地１
破産者　吉岡　宏城
1　決定年月日　平成29年９月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２８１号
盛岡市手代森14地割16番地394　プチ・エリ202号、旧住所盛岡市手代森14地割２番地55
破産者　有住　実祐
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４１２号
新潟市中央区二葉町１丁目5214番地69
破産者　ほんまやこと　本間　啓吉
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９８号
福井市福２丁目1907番地　シティパークＦＫ203、旧住所福井県鯖江市水落町第44号45番地　レオパレス清流Ⅲ．114
破産者　西脇　智宏
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
福井県坂井市三国町青葉台７番20号
破産者　伊野　幸祥
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０号
福井市高木中央１丁目1018番地６
破産者　平馬多美子
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３１９号
熊本市中央区本荘６丁目15番22号　島田ハウス101、前住所熊本市西区城山半田４丁目７番10号
破産者　大森　保豪
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９３号
熊本市北区池田３丁目５番18号　アビタシオン池田Ｂ－101
破産者　福留　和枝
1　決定年月日　平成29年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１７６号
岐阜県本巣郡北方町高屋条里３丁目47番地　ＵＳロレッタ　403号、開始決定時の住所岐阜県本巣郡北方町芝原西町２丁目38番地の８
破産者　ファッションドーレこと　小森　昇
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２５５号
静岡県浜松市東区天王町725番地の１、開始決定時の住所静岡県浜松市東区宮竹町287番地の１　ディークラディア浜松宮竹608号室
破産者　渡邉　勝彦
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第６７２号
京都市中京区両替町通姉小路上る龍池町425番地　エステムコート京都烏丸Ⅱ　406、破産手続開始決定時の住所京都市中京区烏丸通姉小路下る場之町596番地　ハイツエスメラルダ405
破産者　田井　祥文
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２５４号
奈良市法蓮町380番地の１　新大宮タカハシ荘108号
破産者　西尾　富義
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２７２号
奈良市帝塚山南５丁目８番34号
破産者　陳内科クリニックこと　陳　　若富
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所